

# 入札説明書

宮崎県が行う令和6年度宮崎県産業廃棄物情報収集・分析事業に係る実態調査業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、宮崎県環境森林部循環社会推進課に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1 公告日

令和6年5月7日（火曜日）

## 2 一般競争入札に付する事項

### （1）業務の名称

令和6年度宮崎県産業廃棄物情報収集・分析事業に係る実態調査業務

### （2）契約期間

契約締結の日から令和7年3月15日まで

### （3）業務の仕様書

別添のとおり

## 3 競争入札参加資格

- （1）物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者で、営業種目が「調査・研究・検査」に関する業種の欄に登録されている者であること。
- （2）過去2年間に国又は地方公共団体と同種同規模の契約（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の2に規定する基本方針又は第5条の5に規定する廃棄物処理計画若しくは第6条に規定する一般廃棄物処理計画の策定又はこれらに関する調査等の契約をいう。）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。

## 4 入札参加資格確認申請書の提出及び確認に関する事項

### （1）提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和6年5月17日（金曜日）午後5時15分まで

イ 提出場所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県環境森林部循環社会推進課

(2) 提出物

- ア 入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- イ 3(2)の資格要件を満たすことを証明できる書類

(3) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送による場合は書留郵便又はそれと同等の手段に限る。（提出期限内必着）

(4) 入札参加資格の確認結果

令和6年5月24日（金曜日）までに通知する。

(5) その他

提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

## 5 入札及び開札の日時等

(1) 日時 令和6年5月30日（木曜日）午前11時00分

(2) 場所 宮崎県庁7号館3階 732号室  
宮崎市橘通東2丁目10番1号

(3) 入札の方法

ア 入札は、入札書（別紙様式2）に必要事項を記載し、記入押印の上、封書によって行わなければならない。

イ 郵送等による入札は認めない。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

エ 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式3）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならぬ。

オ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

カ 入札者が連合し、又は不穏な举动をする等の場合で一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。

## 6 開札及び再度の入札

(1) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (2) 開札をした場合において、落札者がない場合は再度の入札を行う。再度入札は1回とする。
- (3) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (4) 再度の入札書には再入札書と記載すること。
- (5) 再度入札に付しても落札者がないとときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により最低額の入札者と見積もり合わせを行う。

## 7 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（入札金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 契約を締結しようとする者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 8 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

## **9 落札者の決定の方法**

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせる。